

環境法政策レポート

DAIKAN

CONTENTS	「環境法政策を読む」	… 1
	2015年11月25日から2015年12月24日までに公布された主な環境法令	… 3
	2015年11月25日から2015年12月24日までに公表された今後施行を予定されている主な環境法令	… 3
	2015年11月25日から2015年12月24日までの主な行政情報	… 3
	2015年11月25日から2015年12月24日までの主な裁判情報	… 8
	2015年11月25日から2015年12月24日までの主なニュース	… 8

「環境法政策を読む」水銀廃棄物処理 3

水俣条約対応技術的事項検討会

平成27年度第3回（通算第5回）

2013年10月に採択された水銀に関する水俣条約の締結を目指して、水銀の産出から使用、廃棄に至るまでの水銀のライフサイクル全体にわたる環境中への排出を削減するため措置が必要となった。2015年6月12日に「水銀による環境の汚染の防止に関する法律」が成立し、法施行（分別回収責務については2016年12月18日施行）までに必要な事項についての検討を進めている。11月27日の本検討会では、製品表示等の情報提供の方法に関する事業者ヒアリングを実施した。

□ 製品表示等の情報提供の方法に関する事業者ヒアリング（抜粋：水銀使用製品に関する情報提供を検討していくにあたって留意すべき点及びその理由）

1. 電池工業会

- ・ボタン電池回収は、自治体との広報協力のもとに取り組んでいくが、電池工業会だけで全てをカバーすることは難しい
- ・回収缶でなく一般ごみとして排出された分、電池工業会の会員でないメーカーの分については、自治体に受け皿としての役割をお願いしたい

2. 日本照明工業会

- ・ランプは製造後、使用済みとなって回収されるまで長くて10年ほどかかる。（当会の協議会調査データによる）従って、仮に表示しても、開始後10年近くは市中に表示有・無ランプが混在し、反って消費者に混乱を来しかねない。また、その間は、表示を目印として、消費者に水銀を使用していないランプの選択や分別・回収を促すことは難しいと思われる。さらに、10年を待たずにLEDへの転換が相当進んでいることが予想される。
- ・一般家庭で使用する水銀使用ランプの中で、電球形蛍光ランプは、ランプ購入時に水銀を含有していない代替可能ランプとして電球形LEDランプを容易に選択できるが、直管、環形及びコンパクト形蛍光ランプについては、今のところ推奨される代替可能なLEDランプがなく、器具ごと

取り換える必要があり、容易に選択できる状況ではない。従って、電球形蛍光ランプを除き、パッケージなどの表示がランプ購入の際に水銀を含有していないランプの選択を促す手段には必ずしもなり得ないことに留意すべき。

- ・ランプの場合、表示などの情報提供では、消費者による確実な分別には限界があると思われるので、一部の自治体を実施しているように、水銀含有の有無にかかわらず「ランプ」という一括りで分別回収したほうがより確実ではないかと思われる。

3. 日本圧力計温度計工業会

- ・販売先企業は、水銀使用製品に対する知識のあるユーザーになります。
- ・このため、販売先企業での安易な廃棄は、生じにくい環境にあると認識しています。
- ・なお、流通形態の大半は、製造事業者→代理店（商社）→中間ユーザー（組込製品の製造事業者）又は最終ユーザー（事業者）のルートとなっています。

4. 日本硝子計量器工業協同組合

- ・販売先企業は、水銀使用製品に対する知識のあるユーザーになります。
- ・このため、販売先企業での安易な廃棄は、生じにくい環境にあると認識しています。
- ・なお、流通形態の大半は、製造事業者→代理店（商社）→中間ユーザー（組込製品の製造事業者）又は最終ユーザー（事業者）のルートとなっています。

5. 日本科学機器協会

- ・販売先企業は、水銀使用製品に対する知識のあるユーザーになります。
- ・このため、販売先企業での安易な廃棄は、生じにくい環境にあると認識しています。
- ・なお、流通形態の大半は、製造事業者→代理店（商社）→中間ユーザー（組込製品の製造事業者）又は最終ユーザー（事業者）のルートとなっています。
- ・「水銀真空計」：水銀を使用していない電気式の真空計は、過酷な環境下で高精密度な測定で使用する際には、高精密度や事業者の負担（費用、実務）等の理由もあることから、代替できない。

【委員からの主な意見・質疑応答】

- 実際に回収事業を行っている現場の人の意見を集約してほしい。
- 焼却処理をできるだけやめてもらいたい。
- 取りつける LED ランプのパッケージに「あなたを取り換えるランプには水銀が入っています」という表示も可能性としてありうる。
- 情報提供の目的を整理し、消費者に対しては、より水銀含有の少ない製品の選択、適切な使用、回収缶等への適正排出について、事業者には適正処理についての情報が伝わるようにしてほしい。

■ 事業者における留意点

本年 8 月にまとめられた第二次報告書において「今後の課題」とされた上記情報提供の方法の他水銀使用製品のリスト化も進められている。事業者として、産出からの全ルートを視野に入れた議論の方向性と、技術分野の動向に注視していく必要がある。